

気象特別警報等発表または地震発生時の対応について

1 (1) 気象特別警報または気象警報が発表の場合

「京田辺市」に午前7時現在または午前7時以降に、気象特別警報または気象警報が発表された時は、自宅待機となります。

*気象特別警報とは、「大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」の6種類

*気象警報とは、「大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」の7種類

(2) 地震発生の場合

京田辺市において、前日及び当日に震度5弱以上の地震が発生した場合は、休園とします。

2 午前9時までに、気象特別警報または気象警報が解除された時は、登園可能です。災害状況等により保育体制が整わない場合があります。

3 午前9時現在で、気象特別警報または気象警報がまだ解除されない時は、休園とします。

4 在園中に、「京田辺市」に気象特別警報または気象警報が発表された時、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保育を中止とします。子どもたちの生命、身体的安全確保を第一として、園長の判断で下記『5』の対応を行います。

5 降園に伴う迎えの案内や休園等については、「[さくら連絡網](#)」や幼稚園のホームページ等でお知らせしますので、速やかに迎えに来てください。

震度5弱以上の地震が発生した場合は、園からの連絡の有無に関わらず、必ず速やかに迎えに来てください。なお、震度のレベルによらず、園周辺の被害状況によっては休園となる場合があります。

6 (1) 午前7時以降の対応については、在宅時や登園中など子どもたちの状況は異なりますので、家庭での適切な判断をお願いいたします。幼稚園に到着後は、上記『4』の対応を行います。

(2) 幼稚園への問い合わせの電話は、緊急の連絡等に支障をきたすため、ご遠慮ください（ただし、事故の通報及び緊急連絡等は除きます）。

(3) 気象特別警報発表時または地震等発生時以外においても危険を感じた際は、周囲の状況や情報等に留意し、ただちに命を守るための行動をとるようにしてください。

(4) 警報で休園になった場合は、預かり保育はありません。

(5) 状況により、前日に休園を決定する場合があります。